

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度第1回高松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
開 催 日 時	平成29年9月26日（火） 10時～10時55分
開 催 場 所	高松市役所11階114会議室
議 題	1 保育所の認可について 2 地域型保育事業の認可について
公 開 ・ 非 公 開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非 公 開 の 理 由	—
出 席 委 員	8人
	加野会長、荒井委員、岡委員、佃委員、永澤委員、西岡委員、福家委員、森山委員
傍 聴 者	1人
担 当 課 及 び 連 絡 先	こども園総務課 （839-2359）

会議の経過及び結果
<p>開 会</p> <p>会長から、副会長として福家委員の指名があった。</p> <p>1 保育所の認可について</p> <p>2 地域型保育事業の認可について</p> <p>事務局から、議題（1）、（2）についての概要説明を行った。</p> <p>【主な質疑応答】</p> <p>会長）にじいろうさぎ保育園の定員は9名であるが、小規模保育事業の募集は、定員12名以上が要件ではなかったのか。</p> <p>事務局）新たに設置する施設は定員12名以上としたが、認可外保育施設からの移行については、人数の制限はしていない。</p> <p>委員）全国的に幼稚園での児童の受入れが減っているようだが、高松市の現状はどうか。</p> <p>事務局）公立幼稚園は、全国と同様、入園希望者は減少している傾向である。一方、保育所については、共働き世帯が増加していることなどから、希望者が増加している。</p>

会長) 前年度認可・認定したもののうち、保育士が確保できず、定員数の受入れができなかった施設があった。今年度認可・認定する施設の保育士確保状況はどうか。

事務局) 平成30年4月に開設予定の施設に保育士確保状況について確認したところ、法人内異動も含めて、必要な人数分は確保できる見込みであるとのことであった。市としても、計画どおり確保ができているか、適時、施設に状況を確認し、指導・助言を行っていくこととしている。

委員) 幼稚園から認定こども園に移行する場合、幼稚園免許に加え、保育士資格も必要となるが、この要件が緩和されてはいないのか。また、保育所など複数の施設を運営している場合、認可申請時には、必要な人数を確保できているようにし、その後、別の施設に保育士を配置しているような事例がないよう、運営が始まってからも、適切な配置ができているかを確認していただきたい。

事務局) 平成31年度末までは、幼稚園免許か保育士資格のどちらかを取得していればよいという特例がある。認可時だけでなく、その後も園を訪問し、職員の配置状況を含め、各基準を満たしているかを監査することとしている。

会長) 保育士確保について、高松市として行っている取組みはあるか。

事務局) 県が実施している保育士人材バンクの運営や、潜在保育士マッチング事業のほか、保育士を目指す学生のための修学資金の貸付事業等について、県と連携して取り組むこととしている。また、この9月議会で、私立認可保育所が、保育支援者を雇用する場合に助成を行う補正予算を措置したほか、本年4月から、保育士の子どもが優先的に入所できるよう、利用調整の基準を変更している。

委員) その助成の具体的内容を示されたい。

事務局) 保育業務に直接関わるのではなく、おもちゃの片付けや寝具の準備といった保育補助を行う保育士資格を有しない者を配置した私立保育所について、その人件費分を月額9万円を上限として、国・県の補助制度を活用し、施設に助成するものである。

委員) 最近は保護者だけでなく、保育士も自身の子育てで悩みを抱えていることもある。各施設の所長・園長は、離職防止だけでなく、保育士を育てるために日々苦労されていると思う。このようなことから、研修の意義は大きいですが、具体的にどのような研修を行っているのか。

事務局) 職員の資質向上に関する研修計画書を徴取している。各施設によって内容は異なるが、一例として、新任研修や法令遵守に関する研修、特別支援保育の研修、倫理研修等である。

市としても、特別支援保育等の研修を実施し、参加を促している。また、高松市保育研究会では、食育部会、人権・同和保育部会などの専門分野の研修会も実施しており、情報共有しながら人材育成を行い、子どもたちが安心して過ごせるような環境を整えている。

委員) 医療的ケア児の対応について、看護師や保育士の確保が大変であり、預かることのリスクも高いが、医療的ケア児が増加傾向にあることから、対応が迫られている。医療的ケア児の受入れについて、どのように考えているか。

事務局) 昨年6月に児童福祉法が改正され、地方公共団体において、医療的ケア児が心

身の状況に応じて支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備に努めることになった。本市においても、医療的ケア児及びその保護者が安心して支援を受けられるよう、連携体制の整備に努めており、各分野の支援につなげていきたいと考えている。今後も、人材確保もあわせて、保健センターと連絡調整を強化するほか、児童の容態が急変した場合に備えて、医療機関との密接な連携を構築することとしている。

委員) 待機児童を解消するために、多くの施設が認可されることになるが、本当に保育士が確保できるのか。保育士養成校が減っており、保育士を希望する学生も減ってきている。県や市においても、保育士を養成する事業等を考えていただきたい。

会長) 保育士確保について、市でできることがあれば是非取り組んでいただきたい。議題(1)の「保育所の認可」について、及び議題(2)の「地域型保育事業の認可」について、児童福祉専門分科会としては、認可することに問題なしとしたい。

閉 会